

東京都福祉保健財団の今とこれからをお知らせする

ぶりっじ



「ぶりっじ」は、読者の皆様に、東京都福祉保健財団について知っていただき、より連携を深めていくための「架け橋」となるよう名付けました。

今号の 内容

- 発行によせて …………… 1
- 各部より事業内容をご紹介します …… 3
- 平成24年度実施事業のご案内 …… 2
- PR・今後の予定 …………… 4

東京都福祉保健財団広報「ぶりっじ」

発行によせて



公益財団法人東京都福祉保健財団 理事長 白石 弥生子

日頃より皆様には、東京都福祉保健財団の運営にひとかたならないご支援、ご協力をいただきありがとうございます。当財団が、平成24年4月1日に公益財団法人として新たな出発をしますのを契機に、このたび「ぶりっじ」を発行することといたしましたので、ごあいさつ申し上げます。

本年は、当財団の前身の東京都社会福祉振興財団が昭和48年（1973年）に設立されて40年目にあたります。この節目の年に、これまでの事業実績とこれからの事業展開から、当財団が公益財団法人として認められたことは、理事長としてうれしくまた身の引き締まる思いです。

当財団は、この40年の間に、「東京都社会福祉振興財団」、「東京都地域福祉財団」、「東京都高齢者研究・福祉振興財団」、そして現在の東京都福祉保健財団へと変遷してきました。これは、当初、民間社会福祉施設への支援を目的として設立されましたが、その後の福祉をめぐる社会環境の変化に対応し、実施する事業を常に新たに展開してきたことによるものです。

現在の財団名には“東京都民の”“福祉と健康を”“充実・増進させる”ために“東京都と協力して”“時宜に応じ柔軟に事業を実施する機関”という意味がこめられていると私は考えます。

ここで私なりにこの40年の変化を2つ挙げてみます。

第一は福祉サービスについて「措置の時代」から、「利用者の選択・契約の時代」へと変わったことです。

第二は、少子高齢化が進んだことにより、特に高齢者の生活の質を保つためには福祉・保健・医療サービスが一体的に提供される必要性が一層増してきたことです。また、子育てを社会全体が支援する必要性も高まってきています。

当財団は、「福祉・保健・医療分野の人材育成」「都民への情報提供」「サービス提供事業者等への支援」という3つの柱のもとで、介護保険制度が良好に機能するための事業（“介護支援専門員養成事業”や“指定市町村事務受託法人事業”など）、都民が適切に福祉サービスを選択できるための事業（“福祉サービス第三者評価事業”“福祉情報総合ネットワーク事業”など）など、42事業を今年度は実施していきます。

公益財団法人として出発するにあたり、これまで以上に多くの都民の皆様や関係機関の方々に当財団を知っていただき利用していただきたい、またご意見をいただきさらに皆様の期待に応えていきたいと考え、「ぶりっじ」と名付けて発行することとしました。

東京の福祉保健医療の充実のために、職員一同持てる力を最大限発揮していきますので、どうぞよろしく願いいたします。

平成24年度実施事業のご案内

次頁以降で紹介している事業には事業名の後に★がついています。

事業者支援部 情報部 人材養成部

福祉保健医療人材の育成に関する事業

介護保険分野における人材の確保・育成

- 介護支援専門員実務研修受講試験事業、介護支援専門員実務研修・更新研修・再研修事業、介護支援専門員名簿管理事業
- 現任介護職員資格取得支援事業
- 訪問リハビリテーション専門人材育成研修事業
- 地域包括支援センター職員研修事業

その他の福祉分野における人材の確保・育成

- 高齢者権利擁護推進事業
- 経営者・チームリーダー層等マネジメント促進事業
- 介護職員等によるたんの吸引等のための研修・登録受付等事業
- 保育人材育成研修事業

保健医療分野における人材の確保・育成

- 看護教員養成研修事業(新)
- 健康づくり・保健サービス人材育成事業
- ゲートキーパー養成研修事業
- アレルギー疾患研修事業
- 認定看護管理者養成研修事業 ★

福祉保健医療に関する相談及び情報提供並びに福祉サービス評価に関する事業

福祉保健医療情報の総合的な提供

福祉保健医療に関する相談及び情報提供

- 福祉情報総合ネットワーク事業 ★
- 介護サービス情報の公表事業
- 保健医療情報センター事業
- 母と子の健康相談室(小児救急相談)事業

福祉保健に関する専門的な知識等の普及・啓発

- 施設活用事業
- 福祉情報提供事業 ★
- 全国健康福祉祭派遣・シニア健康スポーツ大会事業
- 自立支援に関する調査研究・普及啓発事業

サービス評価制度の普及・推進

- 福祉サービス第三者評価システム事業

NPO法人及び社会福祉法人等に対する支援事業

介護保険事業者等への支援

- サービス付き高齢者向け住宅登録等事業(新) ★
- 指定市町村事務受託法人事業 ★
- 介護保険事業者指定申請受付等事業 ★
- 生活保護法指定医療機関等指定申請受付等事業

法人等への運営支援

経営体制・基盤の強化

- 福祉経営塾事業
- 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業 ★
- 社会福祉法人役員機能強化研修事業

事業推進の支援

- 社会福祉事業振興資金貸付事業(債権債務管理)
- 心身障害者施設用地取得費貸付事業
- 福祉施設経営改善特別融資事業(債権債務管理)
- NPO法人等への福祉施設整備等貸付事業
- 福祉医療機構借入金利子補給事業
- 介護老人保健施設整備資金利子補給事業
- 地域福祉振興事業

行政職員等研修及び行政機関支援に関する事業

都区市町村職員等の育成

- 福祉保健局職員研修等事業
- 病院経営本部職員研修事業

行政機関等への支援

- 利用者負担金徴収事務
- サービス推進費補助事務
- 外国人未払医療費補てん事務
- 心身障害者扶養共済制度等事務

(新)・・・平成24年度新規事業



各部より事業内容をご紹介します。

事業者支援部

事業者支援部では、福祉保健に関する制度の適正な運営を支援する様々な事業を展開しています。

社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業

東京都が実施する都民の安全・安心を守るための社会福祉施設・医療施設等の耐震化促進事業を受けて、当部では、耐震化が未実施の施設に、その必要性についてご案内する訪問事業やアドバイザー派遣事業を行っています。

指定市町村事務受託法人事業

介護保険事業者の皆様が介護保険法に則った適切なサービスを提供していただけるよう、区市町村に同行し、制度の正しい理解の普及や考え方の整理の一助となるための事業を行っています。

介護保険事業者指定申請受付等事業

東京都から委託を受けて介護保険事業者（居宅サー

ビス）になるための新規指定申請や、変更届等について、相談・受付事務を行っています。

サービス付き高齢者向け住宅登録等事業

高齢者住まい法の改正等を受け、平成24年度からサービス付き高齢者向け住まいの登録に関する事業を開始いたします。高齢者の皆様が借りることができる住宅の情報提供を充実することにより、高齢者の皆様のよりよい居住環境の確保を促進します。

ご利用の皆様方に分かりやすく、より良いサービスが提供できるよう、職員一同、気持ちを新たに業務に取り組んでまいります。



耐震改修を行なった例
(武蔵村山市立つみき保育園)

情報部

情報部では、福祉保健医療に関する相談や健康づくり・保健サービス人材育成等の研修、福祉サービスの質の向上及び都民の皆様のサービスの選択や利用の支援に関する事業を行っています。今回はそのうちの一つをご紹介します。

福祉情報総合ネットワーク事業

サービス選択や利用の支援の一つとして、「とうきょう福祉ナビゲーション」（福ナビ）を運営しています。「福ナビ」は、情報部で展開している福祉サービス第三者評価や介護サービス情報の公表のほか、都民の皆様が福祉サービスを利用する際の、様々な情報を提供するインターネットサイトです。

福祉情報を必要としている方々にとって、より使いやすいサイトを目指し、このたびPC版・携帯版とも新機能として地図の表示機能を充実させ、より便利な操作性を実現しました。

また、読んで役立つ情報の充実にも力を入れており、

福祉の話題に関する「特集記事」のコーナーは大変好評をいただいております。なかでも「とうきょうの地域包括ケア」「介護保険法等の一部改正」などの特集は、多くの方々からアクセスいただいております。今後もタイムリーな話題を特集として企画していきます。

福祉サービスを利用する際に是非、福ナビをご活用ください。

↓PC版「とうきょう福祉ナビゲーション」（福ナビ）トップページ



携帯版事業所地図ページ

人材養成部

人材養成部では、福祉医療に関する人材養成及び福祉保健医療に関する情報の提供、福祉従事者等への講習会を実施しています。

認定看護管理者養成研修事業

認定看護管理者教育課程（ファーストレベル）の研修を昨年度から開講しました。都立病院をはじめ、都内の民間病院等における看護管理者の資質や看護水準の維持向上を目的としています。

昨年度は10月から26日間の受講を経て58人の受講生が修了証を手にしました。昨年、定員50人に対して100人を超える応募があったことから、今年度は定員を70人に増やして実施する予定です。

地域支援事業

「福祉用具」の選択や利用、「住宅改修」について、都民からの相談に応じている区市町村や地域包括支援センター、介護支援専門員や福祉用具専門相談員の方などを対象に、「専門相談」・「技術支援」・「講習会」の3つの地域支援事業を行い、高齢者や障害者の皆様のより豊かな日常生活、福祉の向上に努めています。

専門相談 「障害をお持ちの方の介助負担を軽くしたい」、「入浴が困難な方の支援をしたい」、「利用者にあった福祉用具を選

びたい」などの相談に対し、必要とされる福祉用具の選択や紹介を行っています。

◆相談専用電話 ☎ 03-3260-8230

技術支援 区市町村、地域包括支援センターなどからの依頼により、福祉用具を利用される方の身体状況や生活環境に合った用具の選択や使用方法などについて、利用者のお宅に訪問して支援を行っています。

講習会 福祉用具に関する知識と技術を学んでいただくために区市町村や福祉施設の職員、介護支援専門員、福祉専門学校や市民グループの方などを対象に各種講習会を実施しています。

◆福祉用具関係のお問い合わせ先

☎ 03-5206-8732

詳しくは財団ホームページ内の「福祉用具の利用に関する支援」をご覧ください。

人材養成部は、福祉保健分野を支える人材の育成に関する事業等を実施することにより、都民の福祉保健水準の向上に貢献してまいります。

PR・今後の予定

「東京都高齢者権利擁護推進事業」をご存知ですか？

人材養成部では、東京都から委託を受け、高齢者権利擁護推進事業を実施・運営し、都内の高齢者虐待対応の防止及び対応に関わる支援者の方をサポートしています。

相談支援事業

区市町村・地域包括支援センター職員の方からの、高齢者虐待をはじめとした高齢者の権利擁護に関する事例相談・体制整備上の相談等に対する支援を専門相談員（社会福祉士）が対応しています。内容により弁護士相談や専門家のネットワークも活用して、様々な専門的検討が伴う事例についてもサポートしています。

研修事業

区市町村・地域包括支援センター職員等を対象とした高齢者虐待対応研修を実施し、区市町村職員等の虐待対応力の向上を支援しています。

今年度の区市町村等職員向け研修は、家族による虐待対応研修を5月・6月・9月・2月に、施設・事業者による虐待対応研修を8月に予定しています。

当事業では、相談支援と研修事業を車の両輪として、区市町村における適切な虐待対応・権利擁護支援が実施されるようサポートすることを大切にしています。

高齢者虐待対応は、様々な困難を伴うものです。お困りの際は、当事業を是非ご活用ください。

「高齢者権利擁護推進事業」のお問い合わせ先 ☎ 03-5206-8740

